

# 入札説明書

この入札説明書（以下「説明書」という。）は、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量  
港湾振興部事務所 書架購入設置 一式
- (2) 購入物品の特質等  
別添「港湾振興部事務所 書架購入設置仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 納入期限  
令和2年11月13日（金）
- (4) 納入場所  
神戸市中央区波止場町2番2号 港湾振興部事務所
- (5) 入札方法  
入札は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 落札者が契約を結ばない場合には、落札価格の100分の5に相当する違約金を支払うものとする。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において、「物品等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (2) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明したものであること。
- (3) 日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の物品を納入できることを証明した者であること。
- (4) 特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの物品を納入できることを証明した者であること。
- (5) 研究開発の体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (8) 入札の適性が阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。
  - ア 資本関係
    - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
    - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - イ 人的関係
    - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合
- (9) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
  - (10) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (11) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
  - (12) 神戸市に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「事業所」という。）を有していること。ただし、事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
  - (13) 本説明書に示した調達の遂行に関する賠償責任保険に加入していること。

### 3 契約をする者及び契約担当部課

- (1) 契約をする者  
神戸市中央区波止場町2番2号  
一般財団法人神戸観光局  
専務理事 清水 雅範
- (2) 契約担当部課  
一般財団法人神戸観光局  
港湾振興部 事業課

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先  
〒650-0042  
神戸市中央区波止場町2番2号 神戸海洋博物館 1階  
一般財団法人神戸観光局 港湾振興部 事業課  
TEL：078-327-8981  
電子メール：info-meriken@kcva.or.jp
- (2) 入札及び提出方法
  - ア 入札方法  
郵便入札とする。
  - イ 提出方法  
入札書は、別紙（様式第1号）の様式にて作成し、上記4の（1）の場所へ郵送（別記1「郵便入札提出方法」参照）により提出すること。（持参による提出は認めない。）
- (3) 入札書到達期限及び開札の日時及び場所
  - ア 到達期限  
令和2年9月14日（月）正午まで
  - イ 開札日時  
令和2年9月14日（月）13時30分から
  - ウ 開札場所  
神戸市中央区波止場町2番2号 一般財団法人神戸観光局 港湾振興部事務局
  - エ 開札の立会い  
入札執行担当以外の職員1名以上が立会いの上、開札いたします。

## 5 入札に関する問合せの取扱い

### (1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第2号）を作成し、次のとおり提出すること。  
（訪問、電話又はファクシミリによる質問は認めない。）

#### ア 提出期限

令和2年8月31日（月）正午まで

#### イ 提出場所

##### （ア） 郵送の場合

上記4の（1）に同じ

##### （イ） 電子メールの場合

上記4の（1）に同じ。なお、メールの件名を「〇〇調達の質問について」とすること。

### (2) 質疑に対する回答の閲覧

令和2年9月7日（月）以降、港湾振興部ホームページに掲載する。

## 6 入札条件

### (1) 入札書（様式第1号）を使用すること。

### (2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とする。

### (3) 入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等」という。）を含めた金額）とする。なお、契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の法令改正により消費税率が変更になった場合には、改正内容に応じて契約金額を変更する。

### (4) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて提出すること。

### (5) 入札参加者は、入札書の記載内容について抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。

### (6) 郵便入札のため、代理人ではなく代表者（受任者）名で行うこと。

### (7) 入札参加者は、一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

### (8) 入札書の宛名は「一般財団法人神戸観光局 専務理事 清水 雅範」とすること。

### (9) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、前回、最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。（初度入札を含めて3回とする。）

### (10) 入札者は、仕様書及びこの説明書を熟知の上、入札すること。

### (11) 入札者は、入札執行者が入札の内容について調査を行うときは、その調査に対して誠実に協力すること。

### (12) 入札後、仕様書、この説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

### (13) 公正な入札の確保

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

イ 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。

ウ 入札参加者は、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

## 7 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

### (1) この説明書に示した入札参加資格のない者のした入札

### (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

- (3) 入札書到達期限までに提出しなかった者の入札
- (4) 代理人のした入札。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (8) 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札
- (9) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (10) 担当部課への直接の持参、4 の (2) のイに規定する郵送方法によらない入札
- (11) 入札書の金額に訂正を施した入札書による入札
- (12) この説明書又はその他入札条件に違反した入札

## 8 入札参加資格に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、封印した入札書及び納入できることを証明する書類を、上記 2 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（以下「入札参加資格の確認のための書類」という。）とともに、上記 4 の (3) の入札書の到達期限までに提出しなければならない。
- (2) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、入札関係職員から、納入できることを証明する書類及び入札参加資格の確認のための書類その他入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 提出された提出物は返却しない。また、提出した物を無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (5) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

## 9 入札参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

- (1) 入札参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類は別紙 1 により作成する。
- (2) 資料等の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札関係職員は、提出された書類を入札参加資格の確認並びに納入できるかどうかの判断以外に入札参加者に無断で使用することはない。
- (4) 一旦受領した書類は返却しない。
- (5) 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 入札参加者が自己に有利な評価を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、審査の対象としない。

## 10 最低制限価格の設定

本件入札には、最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

## 11 落札者の決定方法

- (1) 上記 4 の (2) に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、上記 2 の入札参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 同額抽選  
落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(3) 入札説明書において、特定銘柄物品又はこれと同等のものと特定した場合において、入札者から同等のものを供給するとの申し出により入札書を受理した場合で、入札者から提出された資料等に基づき開札日の前日までに同等の物品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。

#### 1.2 落札の取り消し

落札者が、契約の締結を辞退したとき、又は指定した期日以内に契約を締結しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

#### 1.3 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

##### (2) 契約保証金

契約保証金は免除とする。

#### 1.4 手続における交渉の有無

無

#### 1.5 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 1.6 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその10日後までに契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に上記3の(1)が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

(3) 上記3の(1)が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

#### 1.7 契約条項

別添、「契約書(案)」のとおり。

#### 1.8 支払条件

支払いは、関係職員が検査を終了した後、契約の相手方から適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。

#### 1.9 調達件名の検査等

(1) 落札者が入札書とともに提出した納入できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。

(2) 納入検査終了後、当該物品を使用している期間中において、落札者が提出した納入できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

#### 2.0 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、

若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取りやめることがある。

- (3) 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取りやめることがある。
- (4) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (5) 契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に委託者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を委託者に支払わなければならない。また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを兵庫県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

- (ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納品その他業務を下請等させること。

#### (6) 再委託の禁止

ア 受託者は、委託者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 委託者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本件業務に係る契約金額の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受託者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して責任を負わせなければならない。

エ 再委託をした場合は、委託者へ報告するとともにそれを証する書類を提出すること。